

東北文化学園大学住民訴訟 控訴審でも勝訴!!

仙台市民オンブズマン 三浦 じゅん
弁護士

この訴訟は、東北文化学園大学が文部大臣に虚偽の財産目録を提出して大学設置認可を受けて四年制大学を開設したことについて、財産目録の監査を担当した会計士・監査法人に過失があり、そのため、仙台市が、大学設置認可がなければ支出しなかったはずの学校法人に対する補助金相当額の損害を被ったとして、仙台市に対し、会計士らに損害賠償請求をするように求めた住民訴訟です。

平成17年4月に訴訟を提起してから5年が経とうとしている平成22年3月10日、控訴審である仙台高等裁判所で判決がありました。

判決の内容は「被告は、被告補助参加人新日本有限責任監査法人及び同監査人に対し、連帯して、7億7908万1788円及び(略)年5分の割合による金員の支払いをするよう請求せよ」というもの。つまり原告側の主張を全面的に認めた完全勝訴判決でした。報道等でも耳にされたかもしれませんが、大変常識的かつ合理的な判決でした。

本判決の重要なポイントは、大学設置認可に際して財産目録の監査を担当した監査人には単純かつ基本的な注意義務違反(過失)があることを明らかにしたことです。すなわち会計士の過失のうち、少なくとも残高確認依頼書を直接投函せずに

東北文化学園大学に任せた過失(過失①)、残高確認書の余部を交付した過失(過失②)については、被監査人が介在することによる不正を出来る限り防ぐという残高確認の趣旨に反した単純かつ基本的な過失であり、監査制度の趣旨に照らせば、



オ ン ブ ズ マ ン

No.32 / 2010年6月15日(火)

発行 仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

(事務局) 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内
TEL (022) 227-9900 FAX (022) 227-3267
<http://sendai-ombuds.net/>
e-mail:s-ombuds@nifty.com



でした。残念ながら、監査委員は会派に資料の提出や弁解をさせ、それがもっともらしければそれ以上の追及はしないという監査態度に終始しました。監査結果には「具体的説明があり、その説明に合理性が認められる」「説明があり、これに反す

行者が異なるにもかかわらず、同一の領収書書式で同一の筆跡で領収書がつけられているのです。自家用車の維持費（オイル代、修理代）に使った議員や、自家用車のタイヤ代に使った議員もいます。極めつけは、自宅に設置する薄型テレビを購入した議員もいました。

郵送費用や切手代は一見正当に思われるかも知れませんが、後援会活動や政党活動を兼ねた文書を送付したのであれば按分が必要です。コピー機やファックス、パソコン、デジカメの購入も同様に按分が必要です。この按分をしていない議員が大変多い実態が明らかとなりました。

4 個別外部監査の請求を拒否

今回、オンブズマンは監査委員に対し、個別外部監査の手法（弁護士等の外部の専門家が監査を実施する方法）によって監査をすべきだと指摘しました。全国各地でこの方法が採用され、政務調査費については返還の勧告が相次いでいたからです。他方で、これまで仙台市監査委員は議会の問題についてきちんとした勧告を出したことがなく、仙台市監査委員4名とも今回の監査請求については法律上又は事実上の利害関係があり、中立性・第三者性を保って監査を実施することが困難だったからです。

ところが、監査委員はこの手法を採りません

る事実は確認できない」「自主的に按分したことが推認できる」などの表現が散見され、議員や会派の説明を無批判に受け入れる態度が顕著です。

5 監査結果

結局、薄型テレビの半額などは自主返還されたので、監査委員は偽造領収書や自家用車の維持費（オイル代、修理代）やタイヤ代等、違法性が明々白々な支出に限って違法と判断しました。議員及び会派の裁量を広範に認めた杜撰な監査で、大半を見逃してしまったのです。

また、監査委員は末尾に改革を促す「意見」を述べていますが、最低限の改善要請を述べたに過ぎません。

6 今後の課題

本年6月4日、市議会は会派代表者会議を開き、1円以上の領収書の添付を義務づける条例改正を6月議会で実現することを申し合わせました。改正は遅くに失っていますから、施行を先送りすることなく直ちに施行すべきです。

オンブズマンは、監査委員が見逃した違法な支出について住民訴訟を提起し、法廷で追及する予定です。また、約370万円もの違法支出を指摘された庄子晋議員については、さらなる責任追及ができないか検討します。

仙台市外郭団体への 杜撰な業務委託の実態

仙台市民オンブズマン
弁護士 坂野智憲

仙台市には、市が4分の1以上を出資している外郭団体が40もある。平成20年度に管理職で退職した職員は155名だが、そのうち51名が外郭団体に天下っている。これらの外郭団体とは毎年巨額の業務委託契約がなされている。例えば仙台市環境整備公社との間では、平成22年度缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務委託費として4億9875万円、その収集運搬業務委託費として6億1215万円を支払う契約が締結されている。前者は平成13年度から同様の委託契約がなされているが、その時の金額は4億9896万円であり全く見直しがされていない。これらの業務委託に当たっては本来行われるべき入札が行われず、仙台市環境整備公社との特命随意契約で契約されている。つまり全く競争性が排除されているわけだが、これらの業務は民間の廃棄物処理業者であれば行うことが可能な業務であり、公社に独占させる理由はない。人件費の積算資料を見ると、選別課長の人件費が1人当たり年間約1000万円とされている。天下り役人の収入確保のために取って特命随意契約を行って委託費を高止まりさせている疑念すら

ある。

仙台市の財務規則では特命随意契約に当たっては必ず相手方から見積書をとらなければならないと定めている。本件では業務委託仕様書を添付した見積依頼、見積書提出、契約締結が全て4月1日に行われている。まともな商取引なら数時間（実際には数分か？）で見積書を作成し、数時間で見積書の内容を検討することなどできるはずがない。しかも提出された見積書なるものはA4判1枚に見積金額の総額のみが記載されているもので、内訳の記載はない。これでは見積の根拠は全く不明であり、その妥当性を仙台市が検討する余地はない。これを「見積書」とは言わない。初めから全くの出来レースなので本来見積書などは不要なのだが財務規則に決められているので形式を整えたに過ぎない。本来見積書を提出させる意味は、事前に見積書を提出させることによって費目毎の金額の妥当性を検討すると共に、その金額で適正に業務を遂行可能かどうかを検証することにある。本件業務委託契約は特命随意契約にする必要がないのにそれによったという問題性があるのみならず、実質的に見積書を提出させずに契約しているため違法無効である。

情報公開法改正に関して意見書を提出

仙台市民オンブズマン事務局長
弁護士 野呂圭

昨年誕生した民主党政権は国民の期待を次々と裏切ってきていますが、数少ない前進と評価できるのは、情報公開法改正に向けた取組です。現在、行政刷新担当大臣を座長とする行政透明化検討チームにおいて情報公開法改正に向けた検討がなされ

ています。

改正案の柱は、①情報公開法の目的に「知る権利」の保障を明記すること、②防衛・外交・犯罪捜査情報の不開示要件についての主張立証責任を国に負担させること、③部分開示規定を誤解の生じないように明確化すること、④開示請求から開示決定までの期間の上限を60日以内とすること、

⑤ヴォーンインデックス手続・インカメラ審理を導入し、情報公開条例に基づく自治体の不開示処分の場合にも適用できるようにすること、などです。

仙台市民オンブズマンは、これまで仙台高検・地検の調査活動費、公安調査庁の調査活動費、外務省の機密費、宮城県警の捜査報償費等の情報公開訴訟を提起してきました。これらの訴訟において、国や県警は、抽象的な不開示理由しか主張せず、また文書の一部に不開示情報が入っていれば不開示情報ではない部分も含めて全部の情報が不開示になるという理屈をこねて争い、多くの裁判所もそれを追認し、結果としてオンブズマンの請求が退けられるかたちとなっていました。しかし、

今回検討されている法改正が実現すれば、訴訟手続において裁判官が対象文書を見分けて不開示理由の有無を判断できることになり（インカメラ審理）、今までの空中戦の議論から脱却することができます。

仙台市民オンブズマンは、国や自治体の情報を国民・住民がアクセスできるという国民主権では当然のことは実現する方向につながる情報公開法の改正には賛成です。そして、早期の法改正を実現すべく、本年5月13日に内閣府行政刷新会議に意見書を提出しました。意見書の内容については、仙台市民オンブズマンのホームページをご覧ください。

第17回オンブズマン全国大会で 議会改革分科会を担当します！

仙台市民オンブズマン事務局長
弁護士 野呂圭

今年のオンブズマン全国大会は、9月4日（土）～5日（日）に富山市サンフォルテで開催されます。今年の分科会は、政務調査費訴訟、初めての市民オンブズマン、談合、情報公開、議会改革が予定されていますが、このうち議会改革分科会を仙台市民オンブズマンが担当することになりました。

現在、全国大会に向けて準備を進めています。議会改革分科会のコンセプトは、「議会のあるべき姿を提示するとともに、それに向けた議会サイド（議会内部からのアプローチ）と市民サイド（議会外部からのアプローチ）からの改革・運動を議論する」です。分科会では、議会基本条例の制定について全国をリードしている北海道栗山町議会前事務局長で東京財団研究員の中尾修氏を講師にお招きし、議会サイドからの改革の実践例を講演いただくとともに、仙台市や相模原市の議会ウォッチャーの取組を報告する予定です。

政務調査費、海外視察、費用弁償…、多額の税金を受け取りながら議会はそれに見合った機能を果たしてきたのか。赤字必至の公共事業に多額の

税金を投入することについて、議会はどれほど真剣に議論・検討したのか。このような議会のあり方に対する根本的な疑問をもとに、今、議会がどう変わろうとしているのか、いないのか、それを市民がどう支え、あるいはチェックしていくのか、議会改革分科会はまさに地方自治の根本にかかわる問題と向き合うことになります。

宮城県からは少し遠いですが、皆様、是非富山大会にご参加ください！

回文コーナー

回文士 ほう ほう そう ほう
法 曹 爽 歩

★★★

今回は最下位近辺に喘ぐスポーツチームがテーマの回文ふたつです。

- よく首領が耐え 果敢な飛躍する ぐーいと
よくとんがたえ かかんひやくする ぐーいと
イーグルス 苦や非難かかえた監督よ ○
いーぐるす くやひなんかかえたかんとくよ
- イタメシで 力つけんと 食い溜めだ
いためしで ちからつけんと くいだめだ
行くドンケツら 勝ちで締めたい ○
いくどんけつら ちがいでしめたい